



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成26年11月28日

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 埼玉労働局労働基準部健康安全課 課長 星野 定美 地方産業安全専門官 吉野信夫 電話 048-600-6206 |
| | 埼玉労働局労働基準部監督課 課長 友住 弘一郎 主任監察監督官 布施 武雄 電話 048-600-6204 |

年末年始における建設工事の労働災害防止対策

埼玉労働局（局長 阿部充）では、「埼玉年末・年始無災害運動実施要領」を策定し、年末・年始の時期における労働災害の防止対策を推進することとしていますが、特に建設業の労働災害が増加している状況を踏まえ、以下のとおり、繁忙期を迎える年末・年始の時期における建設工事の労働災害防止対策に取り組みます。

1 北関東4労働局（茨城・栃木・群馬・埼玉）合同の建設一斉監督

12月1日～12日の期間、茨城労働局・栃木労働局・群馬労働局・埼玉労働局の4労働局が合同で建設工事に対する一斉監督を実施します。

2 建設業の事業者団体に対する年末・年始無災害運動の取組要請（11月20日）

11月20日、建設業労働災害防止協会埼玉県支部ほか16の事業者団体に対し、埼玉労働局長が埼玉年末・年始無災害運動に取り組むよう要請しました。

3 国土交通省関東整備局と共催での研修会の開催（12月3日）

12月3日、建設業の150社を対象として、国土交通省関東整備局と共催で労働災害の防止に向けた研修会を開催します。

4 「埼玉建設工事関係者連絡会議」の開催（12月4日）

12月4日、建設工事の発注者である国土交通省関東整備局・埼玉県に、建設業労働災害防止協会埼玉県支部を加えた標記会議を開催し、発注方法による安全な工事の確保に向け協議を行います。

5 建設業労働災害防止協会埼玉県支部との合同パトロールの実施

12月中に、建設業労働災害防止協会埼玉県支部と労働基準監督署が連携して、建設工事現場に対する合同パトロールを実施します。

このほか、建設業以外の災害多発・災害増加業種である製造業、陸上貨物運送業、小売業・飲食店、社会福祉施設等についても「埼玉年末・年始無災害運動実施要領」に基づく労働災害防止対策に取り組むこととしています。